

誰もが
人間らしく生きる権利
があります

誰もが
医療を受ける権利
があります



無料・低額診療事業とは・・・

生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療サービスを受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で医療の利用を行うもので、社会福祉法第2条第3項および法人税法施行規則第6条第4号の規定にもとづく事業です。

医療費のお支払いでお困りの方はご相談ください

まわりに
医療費が気になって
受診を控えている人は
いませんか？

ご近所やお知り合いに困っている方が居られたら、まずご相談ください。治療を受けながら今後について一緒に考えましょう。

お問い合わせは
宮崎生協病院
〒880-0824
宮崎市大島町天神前 1171 番地
☎0985-24-6877（代表）

【アクセスマップ】



無料・低額診療事業
のご案内

無料または低額で
医療が受けられます



宮崎医療生活協同組合
宮崎生協病院

医療費でお困りの方 ご相談下さい

例えば・・・

- 保険証がない
- 短期保険証、資格証明書の方
- 失業などで、医療費の支払いが厳しくなった
- 年金収入だけでは、医療費の支払いが厳しい
- 「医療費が払えない」と治療を受けずに悩むお知り合いがいる
- 医療費の支払いをすると生活が困難になる方

- 他の公的な制度（生活保護や国保など）が利用できる場合は、その手続きをお勧めすることになります。
- 制度の適用とならない場合でも、一緒に打開への道を探せるようご相談に応じます。

無料低額診療事業を ご利用になるには

経済的な理由で医療機関にかかれない方が対象です。現在の収入状況によって、どちらかが適用されます。

- ・ 医療費の窓口負担金を全額免除（無料）
- ・ 医療費の窓口負担金の一部免除（低額）

受付の職員にお声がけください。
制度の適用の有無にかかわらず、まず必要な治療を始めます。少しでも早く治療を始めることが大切です。安心して受診してください。



担当者（ソーシャルワーカーなど）がお体や生活の状況をうかがいます。
今後について公的な制度の活用も含め、問題解決にむけて相談をおこないます。（プライバシーは厳守します）



申請に基づき検討し、結果をお知らせします。適用となった方は医療費の自己負担分が免除または減額されます。
この制度は生活が改善するまでの一定期間の措置となりますので、社会資源の活用などで生活と健康をたてなおしていきましょう。

対象の基準は？

国が定める生活保護基準の概ね150%以下の収入の方が対象です。

申請に必要な物は？

申請用紙をお渡ししますのでご記入下さい。対象の基準を満たしているかどうかを判断するため源泉徴収票・課税証明書・給与明細書（直近3か月分）・年金通知書などの資料をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

※小学生・中学生の方で、就学援助を受けていらっしゃるご家庭は、就学援助決定通知書（又はそれに代わる文書）があれば、収入・所得を証明できるものは必要ありません。

対象とならないもの

下記に挙げるものについては無料・低額診療の対象にはなりませんのでご了承ください。

- 調剤薬局での窓口負担金
- 健康診断・予防接種
- 診断書、生命保険関連文書
- 当院以外の医療機関の窓口負担金